

連携協約

ア 生活機能の強化に係る政策分野
(イ)介護

取組内容

介護制度の運用に当たって必要な手続きを連携して進めるほか、必要な介護サービスを確保する。

事業（取組）	地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護） 広域利用事業						
連携する市町	さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町
	—	—	—	—	—	○	—
事業概要	高松市地域密着型サービス事業者指定に係る制限に関する要綱において、高松市域内の地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）については、原則、高松市転入後6か月を経過しない者の利用又は入居はできないが、当該サービス事業所がない直島町からの転入者には、6か月が経過していなくても利用又は入居できる運用とする。						
連携して得られる成果	直島町からの転入者で、認知症対応型共同生活介護事業所への入居希望者に対する利便性の向上を図ることができる。						
事業費の見込 （千円）	H28	H29	H30	H31	総計		
	現時点で見込まれないため、記載していない。						
	H32	H33	H34	H35			
役割分担 及び 費用負担の 考え方	高松市	<ul style="list-style-type: none"> 直島町からの転入者で、認知症対応型共同生活介護事業所への入居希望者がいれば、随時対応できるよう事業所への周知を行う。 費用負担は発生しない。 					
	連携市町	<ul style="list-style-type: none"> 認知症対応型共同生活介護事業所への入居希望者に対して本制度の周知を図る。 費用負担は発生しない。 					

注) 事業費については、毎年度の予算により定める。